

新型コロナウイルス感染症に関する対策会議一覧

回	開催日	概 要
第1回	2月20日（木）	<p>○議事内容</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起について 「石けんでの手洗い」や「マスクの着用などの咳エチケット」など、通常の予防対策を徹底することについて確認しました。</p> <p>2. 町主催イベント等の実施に関する方針（判断基準）について 新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、3月末まで多数の町民の皆様の参加・来場が予想される町主催のイベント・行事は原則中止又は延期すること、参加者が特定でき小規模で消毒や咳エチケット、換気などの感染症対策を講じることが可能なイベント・行事については、現段階では実施することを決定しました。</p>
第2回	3月11日（水）	<p>○議事内容</p> <p>1. 町主催のイベント・行事の実施方針について 新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、引き続き4月中旬までの町主催のイベント・行事は原則中止又は5月以降に延期すること、都合によりやむを得ず開催する場合は、①換気を励行して可能であれば2方向の窓を同時に開ける、②人が集まる場合には会場の広さを確保して、お互いの距離を1～2メートル程度確保する、③近距離での会話や大声での歌唱は避け、自分から飛沫を飛ばさないようにマスクを着ける、等の対策を講じた上で実施することを決定しました。</p> <p>2. 各部局の状況について 4月に予定されている会議等について、状況を確認を行いました。</p>
第3回	3月19日（木）	<p>○議事内容</p> <p>1. 町主催のイベント・行事の実施方針について 4月以降に予定されているイベント・行事の実施方針について、話し合いました。</p> <p>2. 公共施設の利用再開について 4月1日（水）から一般利用を再開することについて、話し合いました。</p>
第4回	3月23日（月）	<p>○議事内容</p> <p>1. 町主催のイベント・行事の実施方針について 新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるため、引き続き5月のゴールデンウィーク明け（5/10）まで、町主催のイベント・行事等は原則中止又は延期すること、都合によりやむを得ず開催する場合は、①換気を励行して、可能であれば2方向の窓を同時に開ける。②人が集まる場合には会場の広さを確保して、お互いの距離を1～2メートル程度確保する。③近距離での会話や大声での歌唱は避け、自分から飛沫を飛ばさないようにマスクを着ける。等の対策を講じた上で実施することを決定しました。</p> <p>2. 公共施設の利用再開について 4月1日（水）から一般利用を再開することについて話し合いました。3月19日に発表された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言を受け、公共施設の利用再開にあたっては、それぞれの施設で利用にあたってのリスクを判断した上で、施設における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めるとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底に留意することが必要であることを確認しました。</p>
第5回	3月26日（木）	<p>○議事内容</p> <p>1. 公共施設の利用再開について 屋外体育施設（テニスコート、グラウンド、パークゴルフ場、グリーンドーム）のみ4月1日（水）から一般利用（町内在住・在勤・在学者に限る。）を再開すること、図書館は休館するが事前予約による駐車場の貸出しのみ行うこと及び、その他の施設については、5月のゴールデンウィーク明け（5月10日又は11日）まで利用休止を延長することを決定しました。</p> <p>2. 住民への注意喚起について 全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町においても感染のリスクが高まっていることを受け、町民の皆様や民間団体等が実施する行事やイベント等についても、町主催の行事等と同様に、やむを得ない場合を除き中止又は延期の検討をお願いすることについて、町ホームページや区長・自治会長への通知により行うことを確認しました。</p>
		<p>○議事内容</p> <p>1. 奈良県下で新たに感染症患者が発生したことを受けての町の対応について 新たに発生した新型コロナウイルス感染症患者の居住地は2例とも中和保健所管内であり、うち1例については大阪府内の勤務先で、大阪への通勤者が多数居住する本町においても同事例による感染のリスクは高まっているものと考えられることから、これまでの「新型コロナウイルス対策会議」を4月1日付けで「新型コロナウイルス対策本部」へと移行し、感染拡大防止のための対策強化を図ると共に、町内において感染症患者が発生した場合に備えることを決定しました。</p> <p>2. 町内において感染症患者が発生した場合の対応について</p>

第6回	4月1日（水）	<p>町内において感染症患者が発生した場合の対応について、広陵町新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年2月作成）に基づき対策を講じることや現段階（感染警戒期：県内市町村で感染確認）及び今後（感染拡大期：町内で感染確認）において、各部局で必要となる具体的な対応策について確認しました。</p> <p>3. 職員への注意喚起について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の基本として、「石けんでの手洗い」や「マスクの着用などの咳エチケット」など、通常の予防対策のほか、①毎朝の健康確認と検温の実施 ②出勤時、帰宅時等の石けんによる手洗い、アルコール消毒の実施 ③執務室の机及びカウンター等の定期的な消毒 ④会議等でのマスク着用 ⑤土日における不要不急の外出の自粛 について徹底するよう確認しました。</p>
-----	---------	---